

令和5年における被疑者取調べ適正化のための  
監督に関する規則の施行状況について

1 被疑者取調べ状況の確認、巡察等

皇宮警察、関東管区警察局及び都道府県警察は、規則の定めるところにより、被疑者取調べ状況の確認、巡察等を実施

2 令和5年中の監督対象行為の件数（いずれも都道府県警察）

監督対象行為（規則第3条） 10件（9事案）

※ 被疑者取調べの件数：約110万件

表1 監督対象行為の類型別内訳 (件)

監督対象行為の類型	R1	R2	R3	R4	R5
やむを得ない場合を除き、身体に接触すること	1	1	0	2	3
直接又は間接に有形力を行使すること(上記に掲げるものを除く)	2	4	4	2	2
殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること	2	4	2	4	0
一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること	0	0	0	0	0
便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること	3	5	2	3	4
人の尊厳を著しく害するような言動をすること	2	3	0	2	1
合 計	10 (7)	17 (12)	8 (7)	13 (10)	10 (9)

※ 合計欄の括弧内の数値は事案数

表2 調査（監督対象行為）の端緒別内訳 (事案)

警察部内で認知	取調べ状況の確認	1	7
	捜査部門からの連絡	6	
	留置部門からの連絡	0	
苦情等で認知	苦情等の申出	1	2
	その他	1	
合 計			9